

《公共事業新規評価個別地区の評価について》

○【農地整備課】

県営法人経営農地整備事業（大塚ヶ里地区）

# 県営法人経営農地整備事業

## 農地整備課

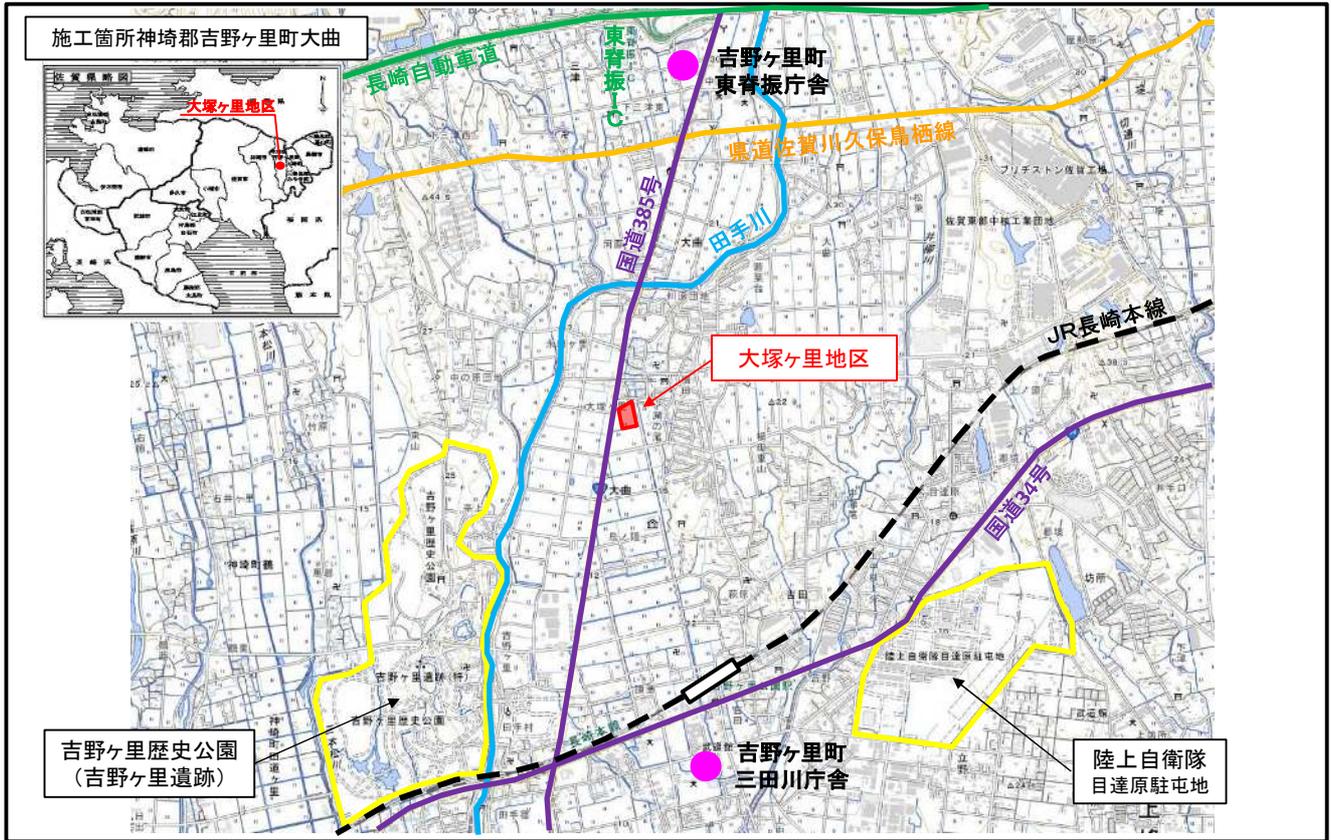
### ○事業概要

|      |                              |
|------|------------------------------|
| 事業地区 | おおつかがりちく<br>大塚ヶ里地区(神埼郡吉野ヶ里町) |
| 事業期間 | 令和4～5年度(2箇年)                 |
| 総事業費 | 100百万円                       |

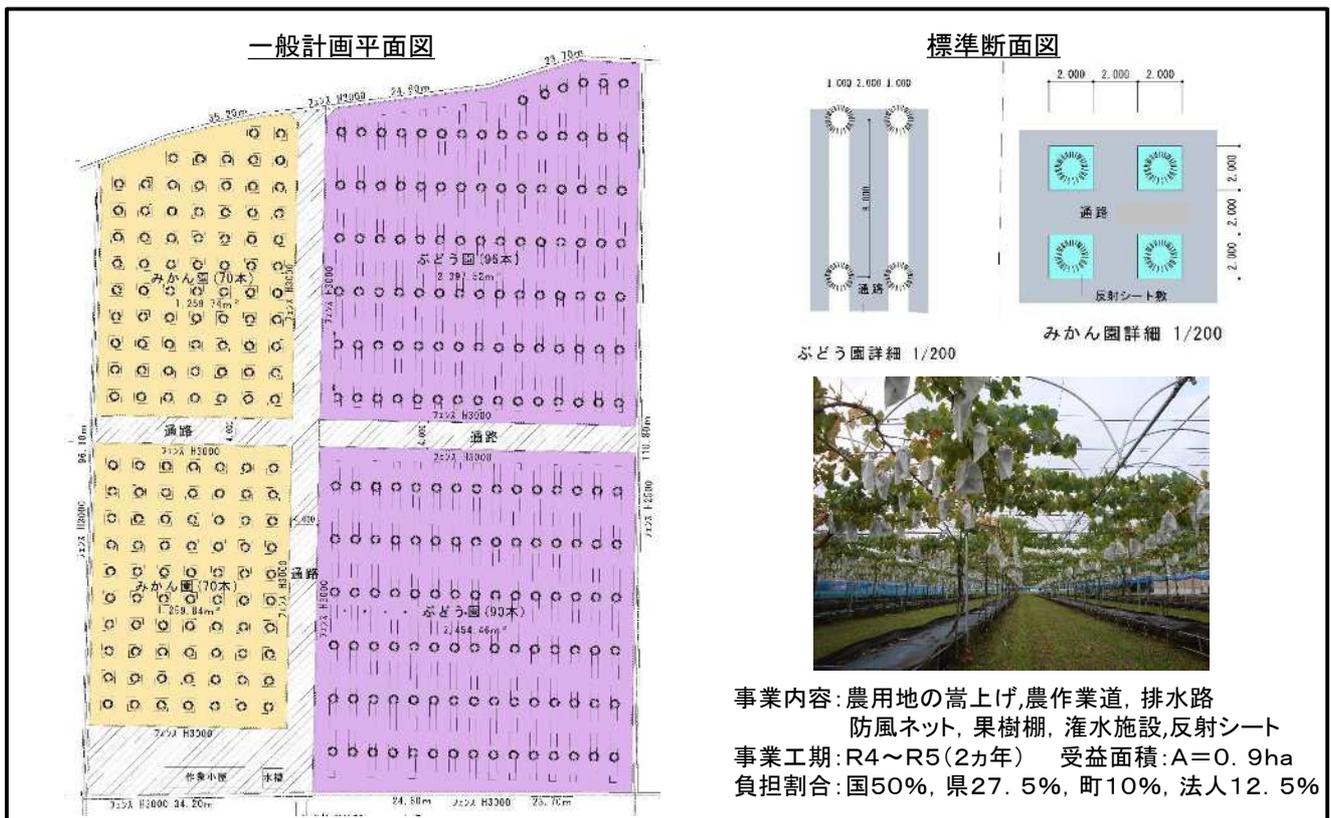
### ○事業の目的

- ・当地区は、イチゴとブルーベリーの観光農園を行っており、12月から8月にかけて、収穫体験が行われている。
- ・しかし、開園時期のみの収益となっており、年間を通じた農業経営の安定化が課題となっている。
- ・このため、新たな品目導入による規模拡大など法人が目指す農業を実現するため、法人のニーズに合う基盤整備を実施し、稼げる農業を確立する。

# ○事業概要(位置図)



# ○事業概要(実施内容)



# ○現地状況

整備の必要性: 農業法人は、イチゴやブルーベリーの観光農園を行っているが、開園時期のみの収益となっている。このため、新たな品目導入による規模拡大など法人が目指す農業を実現するため、基盤整備が必要。

## 地区の現状

- ・法人は、イチゴ、ブルーベリーの観光農園を実施中
- ・法人は規模拡大希望
- ・開園時期のみの収益

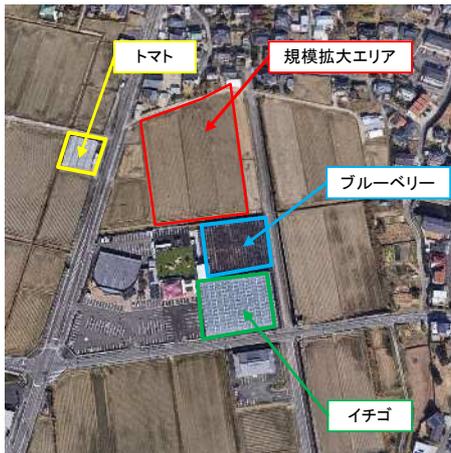
## 地区の課題

- ・年間を通じた観光農園の安定化
- ・来場者の増加
- ・ブドウやミカンによる規模拡大

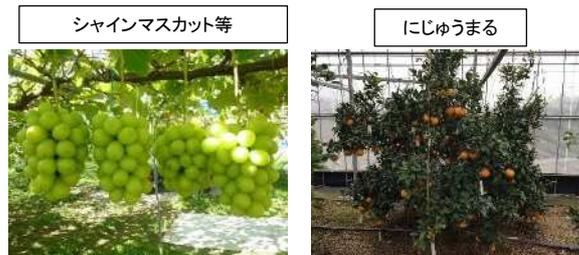
## 課題解決策

- ・農地中間管理機構を介した、法人への農地集約
- ・法人のニーズに適う農地の基盤整備
- ・ブドウ、ミカンの導入による収益UP

現在の状況

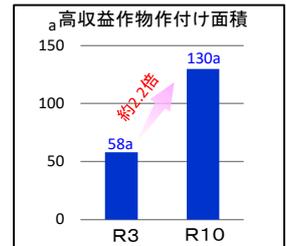


作付作物(計画)



作物の収穫期間

|        | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| イチゴ    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
| ブルーベリー |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
| トマト    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
| ブドウ    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
| ミカン    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |



# ○新規マニュアル評価に基づく評価内容

事業区分 整備系(産業活性化事業)

事業名 農地整備事業

(1)位置づけ

➡ 【100/100】≥80・・・(A)

## ○農業振興地域整備計画等

「佐賀県総合計画2019」や「佐賀県「食」と「農」振興計画2019」及び吉野ヶ里町の「第2次吉野ヶ里町総合計画」にも位置付けられている。 【20/20】

県・市町が定める農業振興地域整備計画ほか、県・市町の総合計画等に事業内容が位置付けられている。 【20/20】

## ○園芸作物の作付け拡大

ブドウやミカンの作付け面積が、現況0haから0.72haに増える見込みである。

【10/10】

事業の実施により園芸作物の作付面積が増加する見込みがある。  
事業の実施により園芸作物の作付面積が維持できる。

【10/10】

【 5/10】

## ○新規マニュアル評価に基づく評価内容

### ○農業生産性の向上

総事業費(100,000千円)に対し、事業完了後15年間の農業生産額が243,363千円(20,280千円×12年※未収益期間3年間)となり、農地整備に係る費用以上の農業生産額が見込める。 【20/20】

農地整備に係る費用以上の農業生産額が見込める。 【20/20】  
事業の実施により作業効率の向上や維持管理労力の軽減が見込める。 【10/20】

### ○担い手の確保

農業法人が営農する計画となっており、将来的な担い手確保ができています。 【20/20】

集落営農組織の法人化や企業参入など将来的な担い手確保が見込める。 【20/20】  
後継者を集落で育成するなど将来の耕作者確保が見込める。 【10/20】

### ○農地の集積・集約

全ての農地(地権者3名)を農業法人に集約する計画である。 【10/10】

農事組合法人や会社法人などに農地を集積・集約する計画がある。 【10/10】  
将来的に保全すべき農地のゾーニング計画がある。 【5/10】

## ○新規マニュアル評価に基づく評価内容

### ○産地指定作物(野菜、果樹)の導入

果樹産地構造改革計画の対象産地であり、指定を受けているミカンを導入する計画となっている。 【10/10】

野菜指定産地、果樹産地構造改革計画で対象とする産地においては、その指定を受けた作物が導入される計画となっている。 【10/10】

### ○産地としての集团的取り組み

新規園芸作物の導入に向け、町や振興センターと協議し、導入作物を決定している。 【10/10】

当該地区を含む地域において、園芸作物の生産振興について検討がなされるなど、作付・生産を検討する協議が行われている。 【10/10】

## ○新規マニュアル評価に基づく評価内容

### (2) 必要性・効果

➡ **【90/100】 ≥ 80・・・(A)**

#### ○明確な必要性

新たな品目導入による規模拡大など法人が目指す農業を実現するため、園地の嵩上げや果樹棚、灌水施設などの整備が必要。 **【40/40】**

地域農業の将来像(営農や担い手)の実現に向け本事業を実施する必要性が認められる。 **【40/40】**

#### ○他の公共事業との連携

連携が必要な公共事業は実施されていない。 **【0/10】**

他事業との連携を図るため、早急に本事業を実施する必要がある。 **【10/10】**

## ○新規マニュアル評価に基づく評価内容

#### ○費用対効果(B/C)

費用対効果は2.19であり、1.0以上である。 **【50/50】**

費用対効果(B/C)が1.0以上。 **【50/50】**

#### ※農地整備事業の費用対効果(B/C)の考え方

○便益(B): 農地整備事業によりもたらされる総便益額(13,860千円/年)  
(内訳)

・作物生産効果: 作付面積の増加による収益を評価

○費用(C): 農地整備事業に要する費用(6,304千円/年)  
(内訳): 耐用年数の年数で割った費用

○費用便益比: 便益(B) ÷ 費用(C)

$$B/C = 13,860 \text{千円/年} \div 6,304 \text{千円/年} = 2.19$$

## ○新規マニュアル評価に基づく評価内容

### (3) 実施環境



【90/100】 $\geq 80$ ・・・(A)

#### ○市町及び受益農家の合意形成

農業法人及び町からの事業申請を受けており、同意は得ている。

【10/10】

関係市町の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている。

【10/10】

#### ○受益者の負担能力

町の負担については同意を得ている。また、農家負担に伴う所得償還率は0.05となっており、0.4以下のため問題ない。

【10/10】

市町及び農家の負担について同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率 $\leq 0.4$

【10/10】

#### ○事業推進体制の整備

法人の規模拡大について町は推進しており、規模拡大先の地権者からも了解を得ている。

【10/10】

事業推進協議会が設立されているか、もしくは土地改良区の総会又は総代会において事業推進に関する決議が得られてる。

【10/10】

## ○新規マニュアル評価に基づく評価内容

#### ○維持管理体制の確保

既存園地の管理は適正に行われており、将来的にも継続して管理が行われる体制が整っている。

【10/20】

施設管理者と地域組織(多面交付金活動組織、農業法人等)が連携した計画的な保全管理体制が整っている。

【20/20】

施設管理者が将来的に施設を管理できる体制が整っている。

【10/20】

#### ○営農支援体制の整備

振興センターや果樹試験場から営農支援を受ける計画となっている。

【10/10】

農協、振興センター等を含めた営農支援体制が整っている。

【10/10】

#### ○関係機関との事前調整

関係機関(文化財)との基本的な協議・調整は完了している。

【10/10】

施設管理者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者との協議において基本的事項が確認されている。

【10/10】

## ○新規マニュアル評価に基づく評価内容

### ○関係法令・基準等との整合

工法は類似事例の実績に基づいて計画しており、妥当である。 【10/10】

〔工法は妥当性のあるもので、関係法令、基準等に適合している。 【10/10】〕

### ○採択要件との適合

販売額の向上や農業経営計画の策定など、採択基準の要件にすべて適合している。 【10/10】

〔事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している。【10/10】〕

### ○経済性・効率性

土地改良事業積算基準や類似事例の実績単価を基に事業費を適切に算出しており、経済的にも妥当である。 【10/10】

〔事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。 【10/10】〕

## ○新規評価に基づく判断

(1)位置づけ 【100/100】 $\geq 80$ ・・・ (A)

(2)必要性・効果 【90/100】 $\geq 80$ ・・・ (A)

(3)実施環境 【90/100】 $\geq 80$ ・・・ (A)



**総合評価：I 優先的に事業を実施**